

## 地域漁業活性化事業実施要領

### 第1. 事業の目的

漁村地域においては、国、県等の諸施策により漁港等生産基盤の整備は進展しているものの、生産の伸び悩み、流通や消費の低迷、漁業後継者や漁業経営の問題等内部で多くの課題を抱え、また、一方では沿岸海域を中心に海浜の埋め立て計画の進展、並びにリゾートホテルの進出増加等により沿岸漁場の消失や汚染による環境悪化が進行し、漁業振興のうえから極めて憂慮すべき事態に至っている等、種々の問題があることに鑑み、漁協がこれらの問題解決のため自主的に地域の特性を活かした漁業活性化計画を策定し、この計画に基づいて漁業生産の条件である漁場又は増養殖場等の造成、水産物の販路拡大のための流通対策、漁業生産技術等の取得や導入適応化試験、水産物特産品づくりのための製品開発、漁業者等の組織的な活動の助長等各種事業を市町村等の行政施策との整合を図りつつ、総合的かつ有機的に実施し、地域における魅力ある漁業の活性化を促進しようとするものである。

### 第2. 事業主体

この事業の事業主体は、水産業協同組合とする。

### 第3. 事業の実施

- (1) この事業は、漁協が中心となって市町村等関係機関の協力を得て地域（区）内の漁業振興を図るための基本となる地域漁業活性化計画（以下「活性化計画」という。）、及び年次別事業実施計画を策定し、同計画に基づきそれぞれの事業主体が所要の手続きを経て実施するものである。
- (2) 基金は、この事業の円滑な推進を図るため県の関係課、水産海洋研究センター、栽培漁業センター、水産業改良普及センター及び市町村等関係機関の協力を得て、活性化計画の策定及び推進に際して指導助言に当たるものとする。

### 第4. 活性化計画の樹立

#### (1) 活性化計画の範囲

ア 活性化計画は、県等の漁港の整備に関する施策、沿岸漁場の整備及び開発に関する施策、水産業構造改善に関する施策、栽培漁業及び増養殖漁業に関する施策、水産物の流通の改善に関する施策、漁業権、地域営漁計画並びに市町村の水産業振興計画や開発計画、リゾート計画等この事業と密接な関係を有する他の施策との関連とその活用に十分配慮して整合性を持たせて樹立するものとする。

イ 活性化計画の策定範囲は、アに記した漁港整備事業、沿岸漁場整備開発事業、水産業構造改善事業等、国、県等の助成を受けて行う大規模な生産基盤整備のほか、生産、流通（出荷、消費拡大含む）加工（新製品開発含む）、技術開発（導入試験含む）及び研修、調査研

究、組織活動等非公共的なソフト面の分野も含めて策定し、総合的かつ有機的な整合性が図れるようにするものとする。

ウ 活性化計画の策定は、別添の地域活性化計画作成の手引きに基づいて行うこととし、事業内容は次の区分に沿ってまとめるものとする。

- ① 漁港整備事業・・・・・・・・・・県の漁港整備計画に基づく事業
- ② 陸上機能施設整備事業・・・・・・・・・・県の新水産業構造改善計画及び施設周辺整備助成事業（基地周辺）計画に基づく事業
- ③ 沿岸漁場整備開発事業・・・・・・・・・・県の沿岸漁場整備開発事業計画に基づく事業
- ④ 栽培漁業の推進事業・・・・・・・・・・県の指導を受けて実施する放流事業及び当基金の実施する栽培漁業推進事業
- ⑤ 漁場造成等事業・・・・・・・・・・浮魚礁の敷設、漁場の造成及び漁場管理に関する事業（③以外の事業）
- ⑥ 増養殖漁業の推進事業・・・・・・・・・・魚介藻類の養殖及び畜養、又は繁殖保護に関する事業
- ⑦ 技術導入等推進事業・・・・・・・・・・漁業生産技術等の研修、講習又は導入試験、調査研究に関する事業
- ⑧ 流通対策等事業・・・・・・・・・・地域水産物の消費拡大及び販売手法の改善に関する事業
- ⑨ 製品開発事業・・・・・・・・・・地域水産物を素材にした製品開発や地域特産品づくり及び当基金の水産物流通加工推進事業の活用事業等
- ⑩ その他、地域の漁業活性化に関する事業・・・例えば計画の企画立案、漁協青壮年女性部等組織活動、漁業協同組合経営の強化対策、漁業環境改善対策、観光漁業への対応及び行政施策と呼応した「村おこし」事業等

## (2) 活性化計画の期間

事業計画は概ね5カ年間を目標年度とし、必要に応じて年度中途（概ね3年目）で見直しを行うこととする。

## (3) 検討委員会の設置

事業計画の樹立にあたっては、当計画が漁協における漁業振興の基本となる重要な総合計画となるものであって、可能な限り、市町村、漁業団体、青壮年部、女性部等関係機関の代表者を構成員とする〇〇漁協地区漁業振興計画樹立検討会（別紙案）を組織して、水産業改良普及員及び市町村等関係機関の指導助言を得て計画策定に当たるものとする。

## 第5. 助成

この事業実施に要する経費への助成は、原則として、県等の助成を受けて行う漁港整備、沿岸漁場整備開発、水産業構造改善等大規模な生産基盤整備事業以外の事業に対して行うものとする。

但し、計画策定のみを行う場合についても、策定に要する経費に対して助成を行うものとする。

#### 第6. その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

## 〇〇〇漁協地域活性化計画樹立検討委員会規程（案）

### （目的）

第1条 〇〇〇漁協地域の漁業活性化に資することを目的として、漁協が主体となって地域の漁業活性化計画を策定するための計画樹立検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （業務）

第2条 委員会は前条の目的を達成するために下記の業務を行う。

- （1）地域漁業の基本的な振興方向に関すること。
- （2）地域漁業の活性化計画の策定に関すること。
- （3）関係機関との計画の調整に関すること。
- （4）その他、地域漁業の活性化に必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって構成し、委員長は組合長、副委員長は市町村水産担当課長があたり、委員は理事、監事、青壮年女性部長、漁業士及び市町村企画課長をあてる。

- 2 委員会の円滑な業務を推進するために、委員会の下部組織として漁協職員及び市町村の水産担当並びに企画担当職員で構成する作業部会を置く。

### （会議）

第4条 委員会は委員長が随時招集する。

- 2 委員長は、計画樹立にあたっての指導助言及び参考意見を求めるため、必要に応じ関係機関及び系統団体の職員を委員会に出席させることができる。

### （議事録）

第5条 委員会の審議結果は議事録としてまとめ、保管するものとする。

- 2 議事録には委員長、副委員長及び代表監事が署名を行うものとする。

### （事務局）

第6条 委員会の事務局は、組合事務所に置く。

### （雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

### 附 則

1. この規程は、平成 年 月 日より施行する。

地域漁業活性化計画策定のための組織図（案）

